令和8年10月からスタート！

保育所・認定こども園の 0～2歳児 保育料を「半額化」しました

高崎市は、子育て世帯の経済的負担軽減のため保育料の独自軽減（半額化）を実施しています

1 対象となるお子さま・開始時期

- **対象児童**：認可保育所（園）・認定こども園を利用する**0～2歳児クラス**の児童
- **開始時期**：**令和8年10月分**の保育料から軽減を適用

保護者による申請等の手続きは【不要】です！

2 変更後保育料の例（最高所得階層の例）

【例】第1子（2歳児）＋第2子（0歳児）の世帯

児童	9月分まで	10月分から（半額）
第1子（2歳児）	51,280円	25,640円
第2子（0歳児）	24,140円	12,070円

軽減の趣旨

3歳以上児は国の制度により無償化されていますが、0～2歳児の無償化は非課税世帯等に限られていました。高崎市では子育て世帯の経済的負担をさらに軽減するため、市独自で本市基準額の半額まで引き下げ、安心して子育てできる環境を整えます。

【お問い合わせ先】高崎市役所 保育課　TEL: 027-321-1246